

## 平成29年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成29年6月16日（金曜日） 午前 9時30分開議

- 第 1 議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例の制定について  
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 第 2 議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算  
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 第 3 議案第31号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第33号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第 6 議案第34号 戸籍事務の一部委託の変更に関する協議について
- 第 7 議案第36号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 8 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

1番 佐藤奈緒君	2番 長谷川克弘君
3番 西浦岩雄君	4番 宮崎泰宗君
5番 細谷久雄君	6番 東海林繁幸君
7番 星川三喜男君	8番 村山義明君

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林生吉君
副 町 長	遠藤義一君
教 育 長	田邊彰宏君
総務課参事	長尾 享君
総務課参事	野露みゆき君
総務課主幹	庵 日鶴君
産業課 長	平中敏志君
産業課参事	藤田 徹君

産業課参事	多田優彦君
建設課長	山内功君
建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	黒瀧仁司君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	野田繁実君
国保病院事務長	小林嘉仁君
自動車学校長	大川勝弘君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	矢上裕寛君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前 9時30分）

◎議案第30号及び議案第35号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例の制定の件、日程第2、議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算、いずれもいきいきふるさと常任委員会委員長報告を一括議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○いきいきふるさと常任委員長（東海林繁幸君） いきいきふるさと常任委員会審査報告を行います。書面の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成29年6月16日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、東海林繁幸。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算、原案可決。

審査意見、1、平成29年度中頓別町一般会計補正予算に関して、地域づくり活動支援補助金について町が付した3つの条件に加え、以下の2点を加える。①、施設整備と経営内容に関する調査資料が不足しているため調査が必要である。②、地域との協力関係が必要であり、原材料の安定的確保の点からも、特に猟友会との協力関係を確立すべきである。以上2点が確定するまで予算の執行を凍結すべきである。

以上でございます。特に予算執行の凍結についての附帯意見でございますので、町側として十分配慮いただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 中頓別町民有林森林整備振興条例は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 平成29年度中頓別町一般会計補正予算は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎議案第31号

○議長(村山義明君) 日程第3、議案第31号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第31号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 長尾総務課参事。

○総務課参事(長尾 享君) おはようございます。それでは、議案第31号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

73ページをお開きください。議案第31号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
平成29年6月15日提出、中頓別町長。

77ページをお開きください。改正の要旨でございます。本条例は、地域振興と町民福祉の向上を図ることを目的に地域づくりを推進する事業に対して補助金を交付するものであり、新たな事業を開始するための調査、研究、研修に関する取り組みに対する支援を可能とするため、補助対象事業に加え、補助率、補助限度額を設定する。さらに、これまで規則で規定しておりました補助金交付決定の取り消し等に関する規定を明記するものであ

ります。

改正の概要でございますが、75ページの新旧対照表をごらんください。第3条、補助対象事業の第6号に前各号に係る新たな事業を開始するための調査、研究、研修に関する事業を追加し、第5条、補助金の限度額及び補助率等に第3条第6号の調査研究事業の補助率を3分の2としております。

2項に補助金の限度額を記述する規定として、調査研究事業に係る研修に係る旅費について、研修派遣する者1人当たり30万円を限度とし、申請する事業の初年度のみ補助対象としております。

また、第4項の下限額として、これまで規定では対象経費としておりましたが、補助金の額に変更しまして5万円、調査研究事業については2万円と定めております。

さらに、第8条に、これまで規則にて規定しておりました条例違反等に係る補助金の交付決定の取り消しや返還に関する条項を規定したところであります。

それでは、74ページの改め文を読み上げてご提案させていただきます。

中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例。

中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

第6号、前各号に係る新たな事業を開始するための調査、研究、研修に関する事業。

第5条第1項中「し、1,000万円を限度」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第6号に該当する事業（以下「調査研究事業」という。）については3分の2とする。

第5条第3項中「対象経費が10万円」を「補助金の額が5万円、調査研究事業については2万円に」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項、補助金の額は、1,000万円を限度とする。ただし、調査研究事業で研修に係る旅費については、研修派遣する者一人当たり30万円を限度とし、申請する事業の初年度のみ補助対象事業とする。

本則に次の1条を加える。

（補助金交付決定の取消し等）

第8条、町長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金交付の決定を取消し、若しくは変更することができる。また、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第1号、この条例に違反したとき。

第2号、補助金の目的以外の経費に充てたとき。

第3号、不正の行為があったとき。

第4号、その他補助金の交付の条件に反したとき。

附則、この条例は、平成29年7月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 非常に内容的には一步踏み出た内容で、大変いいと思うのですが、ただ心配なのは、調査、研究まではわかるのだけれども、研修という形になると、自己研修も含めて私は何を研修したいからどここの海外へ行ってくるといふこと、それでそれに支援することもまたこれはこれで必要なことだと思っておりますが、研修結果等の評価はどなたがするのでしょうか。これは助成対象になると認めた方がやるのですか、それとも別な方が研修評価するのですか。研修というのは、本当にそういう意味では難しい領域で、評価というのとまたさらに難しいことです。どのぐらい研修効果があったのかという評価は。だから、一定の調査と一定の目的を持った研究という形については評価も割とできるのですけれども、研修となると難しいなと思うので、これを考えた人はどんなふうを考えているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 研修についてということですが、まず基本原則のところを再度ご説明したいのですが、第3条の第6号、前各号に係る新たな事業を開始するための調査、研究、研修というふうにしました。これはどういう意味かといいますと、新たに何かを始めますという目的があって、これ以降事業として起きてくるといったものに対する調査、研究、研修ということですので、単なる自己研さんというところでの研修というのは該当にならないと、ここで一部規制を張っているというイメージを持って提案したつもりです。ただし、後年度以降に新たな事業が起きてくるかどうかといったところの確約を受けるとともに、先日からの話にも若干つながるのですが、規則で定めています審査委員会のほうでしっかり審査した上で、補助対象になるか否かといったものをまず一回決定します。それ以降研修に行った結果を受けて、再度審査委員会の講評をもってその研修が次年度以降の新たな事業を開始するに当たるか否かといったところも再度検証していきたいというふう考えておまして、一応こういった条例にしたところでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 内容的にはわかりましたけれども、されどある目的を持った研修であれば、それはそれで逆に目的達成されなくてもやむを得ないという形もわかりますから、それはそれでいいのですけれども、今審査委員会という言葉がありました。私もかつて町職員だったから、審査委員会を部内で関連する課長職等で行ってきた経過は私も知っていますけれども、今この世の中で、この社会情勢で庁内だけの審査委員会というのは余りなじまなくなってきたという風潮があります。地域づくり活動支援補助金そのものの対象も部内の調査委員会で決めたというのだけれども、昨日も本会議の中でこの条例に関しての条件づけがおかしいのではないかとということが議会で論争されているのです。だから、行政側の人間の考え方だけで決めるのではなくて、できれば外部の委員も入れた中で

審査委員会をつくってやるような方向性を今後考えていただけないかなと思うのですが、その点いかがですか。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 審査委員会についてということで、審査委員会については交付規則のほうに規定されておまして、交付規則の第4条に、町長は、各申請を審査し、これを選考するため、中頓別町地域づくり活動支援補助金審査委員会を置くと、審査委員会は町長が指名する委員5名以内で組織し、委員の半数が出席しなければ委員会を開催することができないというふうになっておまして、町職員でという規定はありませんので、今後町民も含めて有識者ということで審査委員会に加盟することも検討させていただければと思っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） この中で研修派遣する者1人当たり30万円を限度としとあるのですけれども、この中で1人とは言い切れませんよね、3名行くか、4名行くか、これは範囲はどういう想定をしているのかお聞きします。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 研修の人数については規定しておりませんので、1人当たり30万円、ですから2人ですと60万円、3人というふうに、ただし無制限にということには、規定はしていないのですが、そこは当然審査委員会の中で良識の範囲といえますか、目的達成のために必要なところということで審査することになるかと思えます。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第31号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 中頓別町地域づくり活動支援補助金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第32号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、野露総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 野露総務課参事。

○総務課参事（野露みゆき君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

78ページをお開きください。議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

それでは、85ページをお開きください。改正の要旨です。平成28年12月2日、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、民間や国家公務員と同様に地方公務員についても1、介護休暇の分割取得、2、介護時間の新設、3、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を育成する場合も育児休業の対象とすることなどが制度化されました。これらの内容のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、3の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を育成する場合も育児休業の対象とすることについての改正が行われたことにより、関係条例の改正をするものです。

それでは、内容について説明させていただきます。81ページから84ページの新旧対照表で説明させていただきます。第1条は、法律上の親子関係に準ずる関係にある子が追加されたことによる適用条項の追加です。

次に、第2条の2で規定しておりました育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間を第2条の3に繰り下げ、第2条の2に育児休業法第2条第1項の条例で定める、これは養育里親に関するものですが、その規定を追加しております。

第3条では、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定められている再度の育児休業を取得できる特別の事情についての規定ですが、条の見出しを「再度の育児休業をすることができる特別の事情」から「育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情」に改め、第1号の該当をア、死亡した場合、イ、養子縁組などにより職員と別居することとなった場合に整理して改め、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、2号にこの条例の第5条で規定している育児休業の承認の取り消し事由に該当する場合についての規定を追加し、繰り下げて6号となった規定に、保育所などの利用を申請している人が入所できない場合についての規定を追加しております。

第4条では、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情についてですが、ここでも前条で規定した保育所などの利用を申請しているけれども、入所ができない場合についての規定を追加しております。

第9条は、育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情についての規定で、第1号では育児短時間勤務（育

児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号に掲げるア又はイ、これはさきに説明しております死亡した場合と養子縁組等により職員と別居することになった特別の場合なのですけれども、そこに該当することになったことに改め、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号に育児短時間勤務をしている職員が、第3条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったことを追加し、改正後の第7号に保育所などの利用を申請しているが、入所できない場合についての規定を追加しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○6番(東海林繁幸君) ちなみに、第2条の2に該当する職員は当町にいるのですか。

○議長(村山義明君) 野露総務課参事。

○総務課参事(野露みゆき君) 今はおりません。

○議長(村山義明君) 宮崎さん。

○4番(宮崎泰宗君) 質疑ではないのですけれども、82ページの左側、改正案のほう、(1)、(2)と施設のほうの道場になっていないか、同じ条例ということですよ。

○議長(村山義明君) 野露総務課参事。

○総務課参事(野露みゆき君) 申しわけありません。誤字でした。

○議長(村山義明君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第32号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第33号

○議長(村山義明君) 日程第5、議案第33号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画

の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第33号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、長尾総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾総務課参事。

○総務課参事（長尾 享君） 86ページをお開きください。議案第33号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

平成28年度において策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

90ページの変更の要旨をごらんください。寿野外レクリエーション施設維持管理運営事業について、スキー場リフト、ロッジ整備に伴う事業費精査のため、また今年度実施するハード、ソフト事業について過疎対策事業債の充当を視野に入れた財源の確保を図るため、計画の変更を行うものであります。

87ページ及び配付しております正誤表のほうをごらんいただければと思います。区分4、生活環境の整備において、変更後欄、イ、消防体制に消火栓設置事業を追加し、（3）、事業計画で事業名欄、（5）、消防施設、事業内容欄、消火栓設置事業、消火栓更新、移設、事業主体欄、南宗谷消防組合を追加するものです。

区分5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、変更後欄、（3）、事業計画、事業名欄、（8）、過疎地域自立促進特別事業、事業内容欄、ファミリーサポートセンター事業、ファミリーサポートセンター運営、事業主体欄、町を追加。

区分6、医療の確保において、変更後欄、（3）、事業計画、事業名欄、（3）、過疎地域自立促進特別事業、事業内容欄、中頓別町国民健康保険病院運営補助事業、研究研修費、運営事業補助、事業主体、町を追加するものであります。

88ページの参考資料において、区分1、産業の振興、事業名欄、（8）、観光又はレクリエーション、事業内容欄、寿野外レクリエーション施設維持管理運営事業において、スキー場リフト、ロッジ整備に伴い、変更後、概算事業費欄、年度区分欄を変更するとともに、先ほど説明しました追加事業を事業名、事業内容、事業主体欄に追加し、概算事業費欄、年度区分欄において変更後の事業費を追加したものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第33号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第34号

○議長(村山義明君) 日程第6、議案第34号 戸籍事務の一部委託の変更に関する協議の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第34号 戸籍事務の一部委託の変更に関する協議について、野露総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 野露総務課参事。

○総務課参事(野露みゆき君) それでは、91ページをお開きください。議案第34号 戸籍事務の一部委託の変更に関する協議について。

地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、戸籍事務の一部委託の変更に関し、浜頓別町、豊富町、幌延町及び猿払村と協議することについて、同条第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

それでは、95ページをごらんください。提案理由です。戸籍事務の電算化が平成26年9月より稼働しており、宗谷3町において戸籍システムを共同利用で実施しております。この共同利用システムは、自庁設置型として浜頓別町にメインサーバーを設置し、業務委託を行ってきましたが、このたび幌延町、猿払村がその枠組みに参加することになったため、宗谷5町村で共同利用することになりました。そのため、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、戸籍事務の一部委託の変更に関し、規約の一部改正と宗谷5町村との協議について同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案の一部に誤りがあり、昨日配付いたしました規約をごらんいただきたいと思います。A4、1枚のペーパーだったのですが、よろしいでしょうか。電子情報処理組織による戸籍事務の委託に関する規約の一部を改正する規約。

電子情報処理組織による戸籍事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約。

本則中「関係町」を「関係町村」に、「委託町」を「委託町村」に改める。

第1条中「豊富町」の次に「、幌延町、猿払村」を加え、「電子情報処理組織による戸籍事務」を「戸籍に係る電子情報処理組織の事務」に改める。

第2条中「豊富町」の次に「、幌延町、猿払村」を加え、「正・副サーバ等から構成される」を「戸籍に係る」に改める。

第7条の見出し中「制定・改廃」を「制定及び改廃」に改める。

附則、この規約は、平成29年7月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第34号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 戸籍事務の一部委託の変更に関する協議の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第36号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第36号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第36号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、大川自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 大川自動車学校長。

○自動車学校長（大川勝弘君） それでは、議案第36号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,346万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月15日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に41万1,000円を追加し、3,346万6,000円とするもので、11節需用費で施設修繕費として41万1,000円を追加するものです。内容といたしましては、現在事務所と校長室に設置してある電話が老朽化し、突然通話ができなくなるなど、学校運営に支障を来していることから、新たに更新するものです。

6ページ、歳出合計、既定額に41万1,000円を追加し、3,346万6,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額に41万1,000円を追加し、1,859万9,000円とするもので、普通教習生授業料を追加するものです。

4ページ、歳入合計、既定額に41万1,000円を追加し、3,346万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 平成29年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第8、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

（午前10時10分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員